

◆ 大学院における成績評価に関する基準について

平成 27. 11. 30

学部・大学院教育部会

大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）により明示することが求められている成績評価基準に関しては、大学院として以下のように申し合わせることにする。

1. 大学院学則第14条第4項第1号の各号に規定する優、良、可及び不可の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 優 当該科目について優秀な学修達成度を示している。
 - (2) 良 当該科目について標準的な学修達成度を示している。
 - (3) 可 当該科目について最低限の学修達成度を示している。
 - (4) 不可 当該科目について最低限の学修達成度を示していない。

2. 前項の基準について、研究科又は教育部において別の定めがある場合は、その定めるところによる。

この申合せは、平成27年11月30日から実施する。